

厚生常任委員会

令和4年8月19日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎井上 卓也

○奥村 容子

中川 靖広

嶋田 善行

横田 敏文

濱 眞理子

伴 議 長

2. 理事者出席者

町 長 中西 和夫 副 町 長 加藤 惠三

総 務 部 長 西巻 昭男 住 民 生 活 部 長 栗本 公生

住 民 生 活 部 次 長 北 典子 福 祉 課 長 中原 潤

同 課 長 補 佐 細川 友希 子 育 て 支 援 課 長 中尾 歩美

国 保 医 療 課 長 猪川 恭弘 環 境 対 策 課 長 東浦 寿也

同 課 長 補 佐 乾 裕貴 住 民 課 長 関口 修

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長 佐谷 容子 同 係 長 吉川 也子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 濱委員、奥村委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、濱委員、奥村委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくお願ひします。

初めに、1. 継続審査を議題とします。

（1）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご報告をさせていただきます。

ごみ処理広域化に関する奈良市との勉強会についてであります。

奈良市では、本年度におきまして、新クリーンセンター施設の建設に向けた施設整備基本計画の策定業務やアクセス道路関係業務、環境アセスメント方法書策定業務などに係ります予算措置をされておられますが、この施設整備基本計画策定業務及び環境アセスメント方法書策定業務を進めるにあたり、新施設規模処理能力の確定をするための枠組みを固めていく必要があるということでこのたび、奈良市とともに今後、廃棄物の広域処理を行うかどうかについて、当町としての判断を迫られているところであります。

これまでも、令和2年8月に開催をされました合同勉強会において、枠組みへの参加意向を確認され、生駒市そして平群町がスケジュール感が合わないといった理由から勉強会からの離脱を表明され、当町としても、具体的な負担

額がわからない状況下で、参加の可否を判断するにあたっての材料が揃っていないという理由から、枠組みへの参加を断念するとの回答を行いました。

しかしながら、当町の回答に対し、奈良市からの引き留めもあり、県とも相談をさせていただくなか、勉強会という形式であれば、自区内処理に向けた選択肢のひとつとして、これまで継続して参加していたところであります。

また、令和3年9月には、大和郡山市も新施設建設地周辺住民からの勉強会退会に対する要望書提出を理由に勉強会を離脱され、その後は、当町と奈良市の1市1町による勉強会を継続し、これまで新施設建設に伴うコストシミュレーションの提示などもございましたが、いずれも、これまで本町が求めます具体的な判断材料となるものではございませんでした。

今回の枠組みへの参加判断に際しては、先月の19日に奈良市の向井副市長も来庁され、奈良市とともにごみ処理広域化に向け取り組んでいただければといった依頼もございました。しかしながら、当町が求める具体的な負担額といったものは、枠組みを確定したあと、協議を進めることにより確定するものであり、現時点では、これまで示してきた以上の具体的な負担額は出すことができないとの奈良市からの回答であり、当町といたしましては、できるだけ引き続き勉強会という形で検討協議を進めるため、県とも相談をさせていただき、継続方法について模索をいたしました。奈良市のスケジュール感、各種手続きの関係から、これ以上勉強会として継続することは難しいものと考え、奈良市とのごみ処理広域化については断念せざるを得ないものと考えており、本委員会への報告後、奈良市に対して勉強会からの離脱する旨の回答をすることといたしました。このことから、今後、新たな自区内処理に向けとりくんでまいりたいと考えております。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
濱委員。

濱委員

脱退ということは決定されたということは、それはそれで長いことかかって

大変だったですけども、ひとつの決定を下されたということは、その後どうしていこうかということのほうが大事なことです。現在ではこれからの方向性というのはどれぐらい思っているのか、その辺をお聞きしたいです。

委員長 加藤副町長。

副町長 こういった形で今、奈良市さんとの勉強会のほうを脱退させていただくことを、今、こういった形で決めさせていただいたところでございますので、今後の関係につきましては、前にもいろいろ委員さんからもご心配していただいております。自区内処理に向けてということで、例えば、具体的には斑鳩町としては単独で施設をつくっていくということはございませんので、県内等も含めて現在施設をお持ちの団体でございます、そういった中ではそういった処理能力、容量ですね、と、ごみ量の関係でなかなか難しい運営をされているところもあるというふうな形で聞いておりますので、今後につきましてはそういった形で受け入れをしていただけるような団体も含めて、ちょっと検討していつて、あくまでも安定的、効率的なごみ処理の運営ができますような形での自区内処理というのを目指していきたいというふうに考えております。

濱委員 結構です。しっかりとりくんでいただきたいと思いますので、何か大きなことについていうか、決定事項とかいうことがあったら議会のほうにもきっちりと報告していただきますようお願いいたします。

委員長 中川委員。

中川委員 今後、新たに施設を持っているところと、協力してというか、共同でできるようなところを模索することやけど、例えば、斑鳩町今、分別してますわな、今度一緒にするところは分別してないことしたら、ごみの出し方って、どうなっていくんやろ。

委員長 栗本住民生活部長。

住民生活
部長 あくまで斑鳩町の分別のスタイルはこのまま継続してやっていく。これから
ですが、例えば1トンあたりいくらかで処理していただくとなれば、ごみの量は
少ないほうがいいわけですから分別は継続していきたいと思っております。

中川委員 それと、奈良市との勉強会を離脱したということやけど、伊賀市への話はど
ない考えてはるんやろ。

住民生活
部長 伊賀市は自区内処理に向けて検討してることが明らかであれば、その間につ
いては受け入れをしていただけるということなんで、来年度の受け入れが、年
明けの1月ぐらいに申請がございますので、その時までにはある程度の方向性
を決めて伊賀市に提示できるように努力したいと思っております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わ
ります。
次に、2. 各課報告事項を議題とします。(1) 猫対策物品の貸出につ
いて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長 環境対策課より、2. 各課報告事項(1) 猫対策物品の貸出についてご報告
をさせていただきます。

資料1をご覧くださいませでしょうか。まず1点目でございますが、町内
において、飼い主のいない猫による住民トラブルをなくすため、飼い主のいない
猫を適切に管理する活動である、地域猫活動を支援するため、猫の捕獲器を貸
出しします。地域猫活動とは、自治会やボランティア団体等が地域に住み着い
た飼い主のいない猫に不妊手術を施してこれ以上増やさないようにし、その猫
の命を全うするまで一代限りで、その地域において適切に管理していく活動を

います。①捕獲器の貸出し対象者でございますが、地域猫活動ができると認められる団体の代表者とし、貸出期間は貸出日から30日以内で、②貸出数量は、活動に必要な最小数で、貸出料金は無料としております。

次に、③使用に係る事項としまして、捕獲器の使用にあたり、捕獲器を設置しようとする場所の土地所有者等の許可を得ること、捕獲器の使用による事故については、借受者がその責を負うものとするとしております。

次に、2点目といたしまして、町民の所有地又は借地に侵入する猫による糞尿害の被害の軽減を図ることを目的に、超音波等によって猫を遠ざける効果を有する器具である、猫よけ器を貸し出しします。①猫よけ器の貸出し対象者は、当町の住民基本台帳に記録をされている者であって、町内の自己所有地又は借地に猫よけ器を設置し、猫による糞尿等の被害を防止し、又は軽減しようとする者とし、②貸出しは、概ね半年に1回の頻度とし、貸出期間は貸出日から20日以内で、1世帯につき1台を限度に貸し出をします。貸出の料金については無料としますが、猫よけ器は乾電池式であることから、電池代など、使用に伴う費用は借受者の負担としております。次に、③使用に係る事項としまして、猫よけ器の使用場所は、借受者の管理地内とし、それ以外の私有地、公道等では使用しないこととしております。

最後に、施行日につきましては、令和4年8月19日からとしております。

以上、猫対策物品の貸出しについてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
嶋田委員。

嶋田委員

まずお聞きしたいのが貸し出しですね、捕獲器の。これ、飼い主のいない猫に、野良猫ですわな、による、住民トラブルをなくすためということであれば、住民の方へも貸し出してもいいのではないですか。

環境対策
課長

一般の住民に貸し出しをさせていただくことにつきましては、動物愛護法の関係から、そういった猫のみだらな捕獲等々禁止されておりますので、こういった地域猫活動に限りということとさせていただいているところです。

嶋田委員 そしたら猫よけ器はそれには該当しないということですか。

環境対策課長 猫よけ器には猫が嫌う超音波を出してその場所に寄りつかないようにするよ
うな形で、猫を虐待するものではございませんので、該当しないものと考えて
おります。

嶋田委員 そしたら猫を捕獲するというのは虐待なわけですね。

環境対策課長 自分の家の敷地内に入った猫を管理者が捕獲して保健所等に適切にお渡しさ
れる場合は、虐待にはあたらないというふうに考えておりますが。

嶋田委員 住民トラブル、猫に迷惑を受けている住民の方が猫の捕獲器で猫をとらまえ
て保健所に持っていくと、それは動物虐待にあたるわけなんですか。

環境対策課長 一応、自分ところの敷地内に入った猫を捕獲して保健所なりへ引き渡される
場合は、猫の虐待にはあたらないということでございます。

嶋田委員 そしたら先ほどの答弁と齟齬が生じてますね。住民の方にも捕獲器を貸与し
たらどうかということでお聞きしたのに、動物愛護の観点からそれは無理だと
いうふうなことを先ほどおっしゃったように思うんですけれどね。猫と住民の
トラブルやさかいに、一応迷惑を受けている住民の方にも貸与するのがもっと
もなことだと私は思いますね。

委員長 栗本住民生活部長。

住民生活部長 住民の方が、自分の敷地内に猫が入ってきたということで、それを素手で保
護してあげるというのは虐待にならないんです。ただ、器具を用いて捕まえる
というのは動物保護法で禁止されているということです。今回、貸し出すのは
そういった猫を少なくしようという活動の団体ですので、そこには貸し出せる
ということなので、その団体に限って貸し出そうというところでとりくんでい

るところでございます。一般の方については猫よけ器で自分の敷地の中に猫が入らないような、そういう対策の貸し出しをしていこうという、二段構えでやっていこうということでご理解いただけたらと思います。

嶋田委員 猫よけ器でね、猫をよけると、ほんならその猫が消滅してたら、それはそれでいいと思うんです。ほかの地域行って、また同じことですね。堂々巡りみたいなものですわな。そして、先ほど素手で捕まえたら虐待にはあたらへんいうけども、野良猫を素手で捕まえるような人はいないと思いますわ。僕もひっかかれた経験はあります。そやから、動物愛護の観点から、住民に捕獲器を貸与するのはどうかないうことをもう一度調べていただいたらどうですやろか。

住民生活 その辺についてはもう一度調べさせていただきます。

部長

委員長 濱委員。

濱委員 今、嶋田さんがお聞きになった個人の方というんですか、団体でなくて。その方が敷地内に、自分のところに来ている猫、野良猫にすごい困っていると、その時に、困っているんだという相談先っていうのが、役場であったりとか、この地域でやってはるところにすれば、そこから通してその捕獲器を借りて設置してもうという、そういうふうな活用の仕方というのは可能ですか。

委員長 栗本住民生活部長。

住民生活 困っておられる方が、地域猫活動の団体と手を組んで対応するというのは、可能だと思います。

部長

濱委員 それだったら個人的に貸し出しとかそういうことが、保護法に基づいてどうのこうのいうんだったら、個人で困っている方は役場であったりとか、この地域猫活動されている団体に相談をされて、これを借りてするという、結果的に同じ形になりますが、そういうことが可能だったら個人で動くんでなくて、そ

ういう形ですれば、その猫を殺傷するとかでなくて、避妊の手術をしたりして、そこでっていうその団体の目指しているところというのかな、その辺に合致するんだったら、そこはしっかりと住民の皆さんにお知らせすれば大丈夫だと私は思うんです。地域の猫活動をされている団体というのが、現在どのぐらいあるのかとか、町としてこの捕獲器というのが私、どのぐらいの大きさでどういうのか、値段とかもよくわからないんですけども、どのぐらいの貸し出しの対応ができるのかってどうですか。決まってるんですか、それともこれから、例えば10用意するんだとか、もっといくらでも言われたら用意するんだとか、その辺のところを教えてください。

環境対策
課長

現在購入を予定しておりますのが、3器を購入予定しております。

濱委員

どのぐらいの費用なんですか。ちょっと私、今の段階でよく知らないんですけども。いろんなものあると思いますけれども、予定しているのは、だいぶ大掛かりなものです。それと捕獲する機能っていうんですか、猫が上手に捕獲することができるような、そういうようなものでしょうか。

環境対策
課長

捕獲器の購入にあたりましては、そういった地域猫活動をされている団体のほうに、どういったタイプが一番使い勝手がいいかなと、いろいろご相談をさせていただいた中で、聞かせていただいたタイプを購入する予定で、1器あたり約1万3,800円のものを購入する予定としております。

濱委員

活動は今のところ、ひとつだけですか。

環境対策
課長

地域猫活動されておると町が認識しておりますのは、2団体ございます。

濱委員

猫よけ器のことでお聞きしたいんですけども、これこそどれぐらいの金額でどんなようなものなのかというのがわからないですけども、さっき嶋田さんがおっしゃったけども、私のところでこれをするところに来た猫が隣にいつてしまうとか、そんなようなことも十分考えられますけど、その辺はこれはす

ごい有効なんでしょうか。

環境対策
課長

まず猫よけ器でございますけれども、購入予定のものは1器あたり約1万円程度のを3器購入する予定でございます。その機械につきましては、赤外線センサーでその前に猫などが来ますと超音波を発するというタイプで、超音波が猫の嫌がる音波を発するという事で猫がその場所から離れていくという形になります。もちろんそこで居場所がなくなった猫は、ほかの地域へ移動することにはなろうかと思っておりますけれども、頻繁にある地域につきましても、町のほうでいろいろ貸し出しの実績などを見ながら、また地域猫活動をされている団体とかとも相談をしながら、飼い主のいない猫の対策をしてまいりたいというふうに考えております。

濱委員

大きさはそんなに大きくないんでしょうか。猫よけ器は捕まえるためのそういうものでなくて、そういう音波を出すとかいうのだったら、ある程度小さいのかなと勝手に想像しているんですけれども。猫が来て困るのはお家の庭とかそういうのほかに畑とかも、だいぶんと汚して、掘り返してというのも聞きますけども、小さいものだったらそれを屋外に置いとくということで、盗難であるとか、そういったこと、畑の作物も、通りがかりの人が取っていったりするということもずいぶん聞きますので、畑に置いておいてすぐに持っていきやすいようなものなのかどうか、その辺もちょっと教えてください。

環境対策
課長

大きさに申しあげますと、幅が約10センチの13センチ角の、高さが約23センチの縦長の、これぐらいのものですね。持ち運びができますので、そこでやって、効果が2週間ほどかかるかと思っておりますけども、いなくなったらまた違う家の周りとかに移動させたり、そういった簡単には移動できるタイプを購入する予定でございます。

委員長

中川委員。

中川委員

これ施行日が明日になってるねんけど、さっき団体さんと相談してどんなも

のが使いやすいか相談してから購入しますって、施行日明日やけど。

環境対策
課長 今回、予算措置をさせていただく関係から、令和4年度予算の作成時におきまして、団体と事前に相談をさせていただいているところでございます。

中川委員 私が聞いているのは、まだ品物も買っていないのに、施行日今日やん。今日施行日で品物ないのに施行でけへんやん。それを聞いているねん。

環境対策
課長 本日、本委員会報告後、至急購入をさせていただいて、申請来られてから審査等々ございますので、その間には納入されるものと考えております。

中川委員 理解しました。それとさっき濱委員が聞きはった超音波発するやつって、畑でもどこでも置いてええねんな。そんでさっきいわはるように盗難にあったら誰の責任、借りた人。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時26分 休憩)

(午前9時28分 再開)

委員長 再開します。
栗本住民生活部長。

住民生活
部長 機器の弁償等につきましては、明らかに故意であったりする場合は弁償していただく必要はございますけれども、基本的にはその状況を聞かせていただいて、町のほうで判断をさせていただくということでございます。

中川委員 その判断の内容、文書化してもらえるように、借主さんにしっかりと理解できるように、説明できるようにしていただきたい、そのように思います。

委員長 ほかにございませんか。 伴議長。

議長 2台か3台か、そのなかでスタートするということなんですけど、ちょっと前ですけど、うちの近隣でも夕方になったら猫がいっぱいおると。聞いてみると餌やりに来はる人がいるというようなことで、えらい猫集まってなったときありますねんけど、今現在、町のほうにそういう相談とかそういうふうな事例がなくなった、いつときそんなんので堤防等、ある一定の場所でなんか夜な夜な餌やってはるような話を聞いたんですけど、そのあたりどうですやろ。

環境対策課長 今、おっしゃったような案件につきましては、町内でもまだ数か所、そういった案件がございます。そういったご相談がありましたら、現場を確認させていただいたり、保健所と一緒にそういった餌やり行為をされている方に、お話をさせていただいたり、また地域猫活動をされている団体とかにも、そういった方々が話しやすい面もございますんで、そういった方々と話を進めるなか、活動を自粛していただくような、とりくみをしているところでございます。

議長 確かにこういう対策をしていくということは大事です。その元、えらい数の猫が集まったりしていたように思いますんで、そっちのほうを大事にするっていうか、対策していただくように、お願いしておきます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2)斑鳩町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(案)の策定について、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策課長 それでは、2.各課報告事項(2)斑鳩町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(案)の策定について、ご説明をさせていただきます。

資料2をご覧くださいませうでしょうか。本計画は、地球温暖化対策推進法第

21条の規定に基づき、地方公共団体の事務事業に係る温室効果ガスの排出削減等のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）といたしまして策定するものでございます。令和4年2月16日開催の当委員会で、本計画の策定を進めること、計画策定の経緯や概要等につきまして、ご報告をさせていただいたところでございますが、今般、計画（案）がまとまりましたので、その内容につきまして、簡潔にご説明をさせていただきます。

それでは、表紙をめくっていただきますと、目次となっておりますが、本計画につきましては、第1章、計画策定の背景から第6章、計画の推進、進捗管理ということで、6章で構成をしております。続いて、各章・項目の概要について簡潔にご説明をさせていただきます。まず第1章 計画策定の背景では、
1. 地球温暖化についてということで、地球温暖化の概要について簡潔に説明をしております。続いて、2. 地球温暖化対策に関する国内外の動向では、
（1）国際的な動向、（2）日本の動向、（3）奈良県の動向、（4）斑鳩町の動向につきまして、これまでの地球温暖化対策の動向、経過などについて、また、本計画策定にあたっての背景を示しております。

次に、4ページ、第2章 計画の基本的事項でございます。1. として計画の目的、2. として計画の対象とする範囲としまして、本計画の対象は町のすべての事務事業とし、対象施設となります37施設を一覧で示しております。

続いて、5ページ、3. 計画の対象とする温室効果ガスの種類といたしまして、地球温暖化対策推進法に定める7種類の温室効果ガスの内、町の事務事業に関わりのある項目として、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の4種類を対象とし、それぞれの排出要因・内容や、町の事務事業において排出原因となる活動項目を簡潔に記載しております。続いて、4. 計画の期間では、本計画の期間は、2023年度（令和5年度）から2030年度（令和12年度）までの8年間とし、基準年度は国の計画とあわせ2013年度としております。なお、目標年度についても、同様の理由で、2030年度としております。

続いて、5. では、関連計画等との位置づけについて示しております。

次に、6ページ、第3章 温室効果ガス総排出量の状況でございます。1. 温室効果ガス総排出量の状況の（1）では、温室効果ガス総排出量の算定方法

について記載しております。続いて、(2) 2013年度(基準年度)・2020年度(近年)の温室効果ガス総排出量の状況では、町の事務事業における、基準年度2013年度と、近年2020年度のガス別及び活動の区分別の温室効果ガス総排出量の状況を掲載しております。両年度とも、ガス別では二酸化炭素が全体の約99.6%以上と大部分を占めており、活動の区分別では、電気の使用による温室効果ガス排出量が約75%以上と最も多くなっております。なお、2020年度の温室効果ガス総排出量は、2013年度に比べて-1,407(t-CO₂)、約32%の減となっています。

続いて、8ページの(3)では、2013年度と、近年の2017~2020年度の温室効果ガス総排出量の推移を掲載しております。

次に、9ページでございますが、これまで説明をさせていただきました温室効果ガス総排出量の推移等についてグラフ化したものを示しております。

10ページ、(4)では、施設別の温室効果ガス排出状況としまして、対象施設別の温室効果ガス排出量、11ページの上段では、排出量の多い施設の年度推移を示しております。しかし、2019年度及び2020年度につきましては、コロナ禍の影響から施設運営も通常時とは違う運営をしておりましたことから、通常運営による排出量ではないものというふうに考えております。

11ページの中段、2. 温室効果ガス総排出量の分析結果と対策の方向性では、(1) 温室効果ガス総排出量の分析結果としまして、これまで掲載のとおり、総排出量は年々減少傾向となっていること、また、活動の区分別やガス別、施設別の排出量などについて、分析・とりまとめし、簡潔に記載しております。(2) 削減対策の方向性では、これまでの状況から、温室効果ガス排出量を大幅に削減するためには、排出量の多くを占める電気の使用をこれまで以上に削減することが重要であることから、これまでもとりくんでいるソフト対策はもとより、省エネ・高効率設備の導入等、ハード対策が必要であること、また、再生可能エネルギー機器や低燃費で環境にやさしい車両の導入なども検討する必要があることを記載しております。次に、12ページ、第4章 温室効果ガス総排出量の削減目標でございます。1. 目標設定の考え方としまして、令和3年10月に改定をされました、国の地球温暖化対策計画による削減目標、2030年度において2013年度比46%の削減、さらに50%の高

みに向けて挑戦を続けることや、同計画の地方公共団体・公共施設を含む業務
その他部門の削減目標・51%削減、また同時に改定をされました、政府実行
計画（政府の事務事業に関する削減計画の50%削減などを踏まえまして、世
界文化遺産を有するまち、ゼロ・ウェイスト宣言のまち、斑鳩町として、率先
的なとりくみを推進することとしまして、2. 削減目標に記載のとおり、斑鳩
町の温室効果ガス総排出量の削減目標を、2030年度までに、2013年度
を基準として、60%以上削減することとしております。

続いて、13ページでは、項目・区分別の削減目標を掲載しております。温
室効果ガスの総排出量については、基準値である2013年度の4,354(t
-CO₂)から、目標値1,741(t-CO₂)ということで、60%削減ということ
ですけれども、電気の使用や都市ガスの使用など、活動区分ごとの削減目標に
つきまして、基準年度だけでなく、近年の排出状況、また推移や、今後の見通
しなども踏まえまして、設定をしております。14ページでは、主な取組事項
の温室効果ガス削減の目安について示しております。

次に、15ページ、第5章 目標達成に向けたとりくみでございます。第4
章の削減目標を達成するための、具体的なとりくみ事項等について、掲載をし
ております。まず、1. 目標達成に向けたとりくみの基本方針では、排出割合
の75%以上と多くを占める「電気の使用」による排出の削減を中心にとりく
みの推進を図ることなど、とりくみの基本方針を示しております。

続いて、2. 目標達成に向けたとりくみでは、まず前段で、職員の率先行
動・とりくみであるソフト面と、機器・設備改修等のハード面の両面から、効
率的・効果的なとりくみを推進すること、住民サービスの低下や過度の業務負
担増を招かないことなどに配慮しながら、一過性のものではなく、継続的に実
施できるとりくみとして、推進することなどを記載し、以下、具体的なとりく
みとして、17ページにかけまして、活動項目ごとに、それぞれ具体的なとり
くみ事項を掲載しております。最後に18ページ、第6章 計画の推進・進捗
管理の仕組みです。この章では、本計画の確実な実施、運用を図るための庁内
推進体制について記載しており、19ページ上段では、庁内の推進体制を図示
しております。また19ページの中段では2. 実施状況の点検・評価・見直し
について記載しております。最後に、3. 実施状況の公表としまして、本計画

の実施状況については、地球温暖化対策推進法第21条第10項の規定に基づき、年1回、斑鳩町のホームページ・広報紙等により公表することとしております。以上が、計画の概要でございます。

なお、本計画案につきましては、当委員会に報告させていただいたのちに、廃棄物減量等推進審議会へもご報告をさせていただき、廃棄物減量と地球温暖化対策は密接に関連していることから、ご意見等を伺いながら、最終とりまとめの上、9月下旬から10月頃には策定・公表し、令和5年度からの実施に向け、準備を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、斑鳩町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（案）の策定についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

（ な し ）

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。
中原福祉課長。

福祉課長 福祉課から1点ご報告がございます。
敬老会の開催についてでございます。9月17日土曜日、いかるがホール大ホールにおいて3年ぶりに開催させていただく予定としております。
ただし、コロナウイルス感染予防対策の観点から、基本的な対策として、参加者へ、検温・手指消毒等を実施することに加え、式典は、町長挨拶と米寿・結婚50周年を迎えられる方々の記念品贈呈のみとし、来賓の方々のご案内は無しとし実施したいと考えております。また、演芸につきましても時間を短縮した形で実施する予定としておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策 環境対策課から、斑鳩町鳩水園処理水の流域下水道への接続についてご報告

課長

をさせていただきます。昨年の12月議会におきまして、鳩水園処理水を河川放流から県流域下水道放流へ変更するための設備工事費の増額補正をお願いさせていただき、電気設備の操作盤が受注製作となり年度内での事業完了が見込めないことから、予算の繰越明許とさせていただいておりました県流域下水道への接続の関係ですけれども、接続工事及び各種手続きが完了し、先月の25日の午後より、県流域下水道へ鳩水園の処理水を放流いたしましたので報告をさせていただきます。また、県流域下水道へ鳩水園処理水を放流するに際し、斑鳩町し尿処理施設から排出される処理水の大和川流域・宇陀川流域下水道での受け入れに関する協定書を、県と締結しており、当該協定書に定める水質基準を順守することとなりますが、これまでの河川放流に係ります水質汚濁防止法に基づく排出基準県条例の水質基準に比べまして、各対象項目の排出基準数値が大幅に緩和をされますことから、今回の流域下水道への放流にあたり、鳩水園の運転管理業務における業務内容及び業務要領を定めた斑鳩町鳩水園運転管理業務委託仕様書第15に規定する放流水保証値について見直しを行うとともに、当該仕様書の契約変更を行ったところであります。以上、鳩水園処理水の流域下水道への接続についてのご報告とさせていただきます。

委員長

北住民生活部次長。

住民生活
部次長

健康対策課より、職務中に公用車の事故が発生いたしましたので、その概要をご報告させていただきます。令和4年7月5日火曜日、午後3時35分頃、健康づくり推進委員に関する手続きのため、斑鳩町法隆寺西1丁目のご自宅へ訪問するため、自宅前に公用車を停車していたところに、相手方が自宅の駐車場にバックで入庫されてきたため、通行が難しくなり、停車していた公用車をバックしようとしたところ、道路が傾斜していたため、公用車が前進し、車両と接触するという事故が発生いたしました。当日は、健康対策課の中野孝子と阪本鈴江の2人が訪問しており、公用車のバックをする際の誘導は中野が行い、運転は阪本が行っていましたが、道幅の狭い住宅内へ進入する中での対向となったことが原因と思われます。なお、現在、当該事故について、示談交渉が行われておりますが、示談の時期によりましては、損害賠償の額の決定及

び一般会計補正予算につきまして、専決処分させていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上、健康対策課からの報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。
続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長 (町長挨拶)

委員長 これをもって、厚生常任委員会を閉会します。
お疲れ様でした。

(午前9時50分 閉会)